

令和6年1月4日

新潟県作業療法士会 各位

公益社団法人 新潟県作業療法士会
事務局長 吉井 真里

令和6年能登半島地震による新潟県作業療法士会の年会費免除申請について（ご案内）

この度、能登半島地震による災害で被災された会員の方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

新潟県作業療法士会（以下、県士会）「災害時年会費免除規程」に従い、新潟県作業療法士会会員（以下、県士会員）を対象として、新潟県作業療法士会年会費（以下、年会費）免除申請の受け付けを開始いたします。希望者は下記をご確認の上、必要書類をご準備いただき、県士会事務局宛に郵送をお願いします。

甚大な被害で何かと大変かと思いますが、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

記

1. 対象

- ・令和6年1月1日発生した「令和6年能登半島地震」により罹災証明書を提出できる県士会員
- ・災害発生時に県士会員本人が居住していた自宅が対象となります。

本人が居住していない「実家」の被災は対象となりませんので、ご注意ください。

2. 免除内容

- ・年会費1年分
- ・年会費免除決定時、当年度の年会費を納入済みの場合は、次年度の年会費に繰り越しとなります。

3. 必要書類

- ・「会費免除申請書」と「罹災証明書のコピー」を県士会事務局までお送りください。
- ・封筒の表書きに「県士会年会費免除申請書類在中」と明記してください。（郵送料は個人負担）

4. 申請受付期間

令和6年1月15日～令和6年4月30日まで

5. その他

- ・会費免除は理事会の承認を受けることによって決定となります。
- ・今回、裏面に会費免除申請書を添付しました。県士会ホームページからダウンロードも可能です。
- ・県士会ホームページ右上「新潟県作業療法士会について」→「規約集」→「18.災害対策基本指針（新設）R5.9.2 承認」下部に「災害時年会費免除規程」と「会費免除申請書」が掲載されています。

以上

【問合せ先・書類提出先】

公益社団法人 新潟県作業療法士会 事務局
〒950-0872

新潟市東区牡丹山3丁目1番11号 三森ビル 301

TEL 025-279-2083 FAX 025-384-0018

MAIL ot-niigata.toki4721@helen.ocn.ne.jp